特別域をまとめる際の考え方

1. 基本的な考え方

「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について (第1次答申)」(平成 18年4月中央環境審議会)より抜粋

- 2. 水域類型指定の基本的事項について
- (1)類型指定の基本的考え方について
 - ⑥ 類型指定を行う水域の区分については、以下の点に留意しつつ、効率的な監視・評価を行う観点から、これまでの区分を最大限活用すること。 (ア)~(ウ) <略>
 - (エ) 水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域については、その水域を厳密に細分して指定することは、実際の水環境管理に当たって混乱が生じるおそれがあることから、これらが連続するような場合にはそれらの水域を一括して指定すること。

2. 瀬戸内海 (大阪湾を除く) における考え方

水生生物保全環境基準類型指定専門委員会(第 27 回)(平成 25 年 12 月)資料 3、同専門委員会(第 28 回)(平成 26 年 1 月)別添資料 2 をもとに作成

- (1) 想定される産卵場または幼稚仔の生育場としての好適な水域について 大阪湾を除く瀬戸内海の検討対象水域(播磨灘北西部、備讃瀬戸、燧灘東 部、燧灘北西部、広島湾西部、響灘及び周防灘)において、地理条件及び水 質条件から主要魚介類の産卵場または幼稚仔の生育場として好適な水域を 区分すると、水域によっては非常に複雑な形状となることが想定される。
 - ① 島が多数存在することにより、藻場(島の周囲に繁茂)が点在している ことから小範囲の特別域が点在することになり得る。
 - ② 水深 30m または底質 (泥) で区切った場合に、特別域が多数の飛び地になり得る。
- (2)類型指定検討の進め方について

以下①、②の好適な水域について、水域を細分して類型指定することは実際の水環境管理に混乱が生じるおそれがあるため、可能な範囲で一括して指定する*²。

- ① 島しょ部で藻場が点在する場合
- ② 好適な浅場が地理条件で複雑な形状となる場合

その他、以下の点に留意して設定する。

- ・隣接する県の指定水域との連続性を考慮する。
- ・港湾内、漁港内は特別域としない。

3. 瀬戸内海における事例(播磨灘北西部)※平成27年3月類型指定

(1) 産卵場・生育場として好適と考えられる水域の整理

底質、干潟、藻場、浅場等の状況、主要魚介類の生態特性及び漁場分布、魚卵・ 幼稚仔の分布等を勘案し、播磨灘北西部においては、干潟、藻場、浅場を中心と した図1に示す水域が水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として好 適と考えられる水域として特に保全が必要とされた。

(2) 好適な水域を特別域に置き換えた類型指定案の作成 上記の好適と考えられる水域を図2に示すとおり、特別域に設定した。

(3)特別域をまとめて類型指定を確定

類型指定を行う水域は、水質管理上、各水域が複雑な形状とならないよう、また、まとまった水域とすることが望ましいこと等を考慮して、(2)の類型指定案を基に、図3のとおり特別域をまとめた。

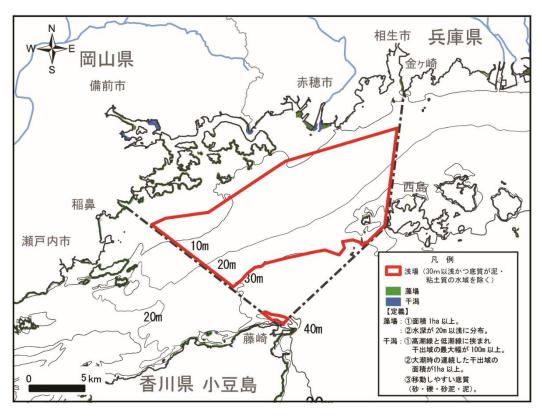


図 1 産卵場及び幼稚仔の生育場として好適と考えられる水域

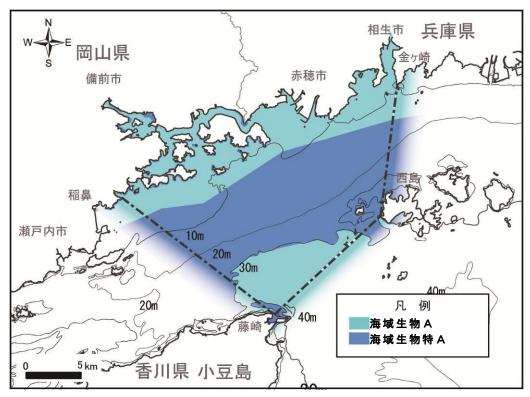


図2 図1の好適な水域を海域生物特A類型に置き換えた類型指定案

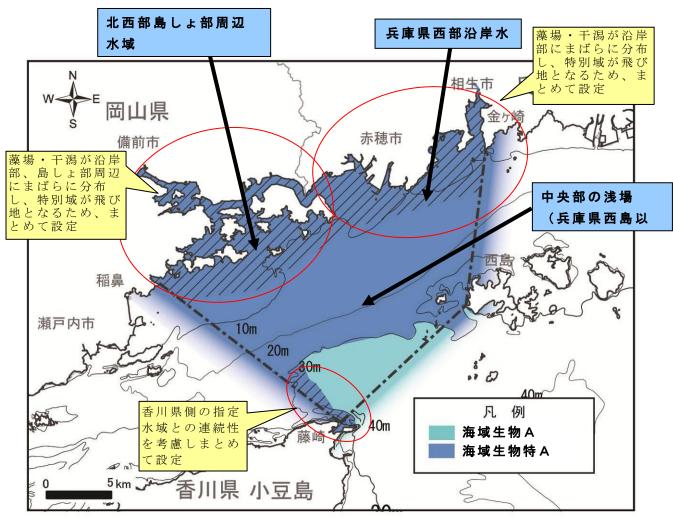


図3 播磨灘北西部における海域生物A、海域生物特A類型の類型指定